

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況は存在しない。

2. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定委員会)を採用している。

(1) 引当金の計上基準

該当なし

(2) リース取引の処理

・ファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

○ ファイナンス・リース取引関係

未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合 計
未経過リース料期末残高相当額	337,920	197,120	535,040

(3) 消費税等に関する会計処理

税込み方式で行っている。

3. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産積立金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

4. 仮受金・雑費について

厚生労働省の受託金については概算払いのため、次年度に審査のうえ確定になる。

付 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

該当なし